



# 保険証の使用期限は退職日までです。



保険証はご自身で破棄せず、会社へご返却ください。



**注** 退職により、本人（被保険者）だけでなく、家族（被扶養者）の方も退職日の翌日に健康保険の資格を失います。  
**健康保険証は使えません。**

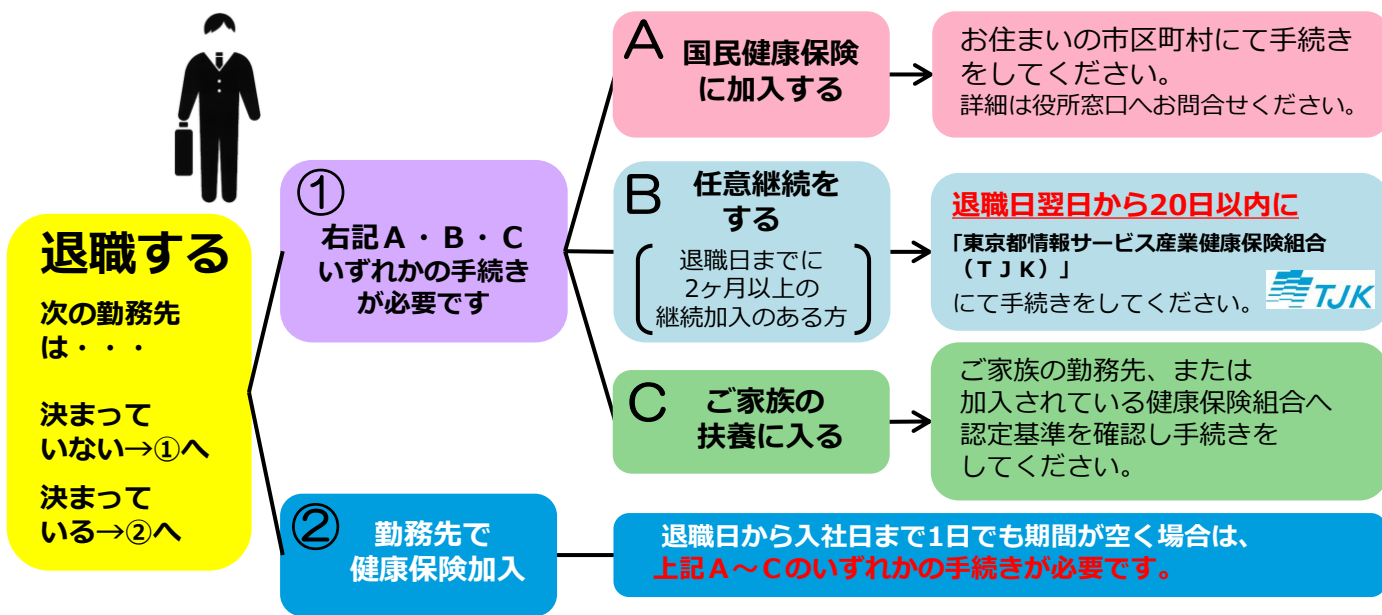
現在お持ちの **TJK** の健康保険証の使用期限は、  
 退職日の      月      日までとなります。

## ご注意ください！

資格喪失した後も、健康保険証を返却せずに医療機関で使用した場合は「無資格診療」となり、**TJK** へ**全額返還**することになります。



## 資格喪失後（退職後）の健康保険の手続き

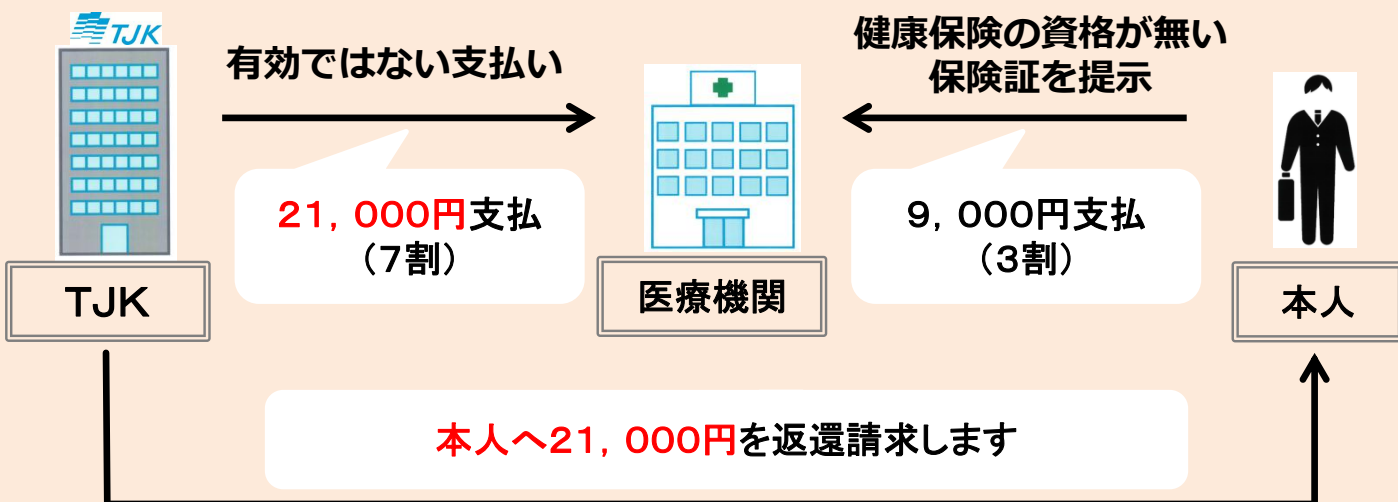


# こんなときは、どうなりますか？

Q 資格の無い保険証を使用してしまったら、どうなりますか？

A 後日、健康保険組合へ医療費を返還することになります。

例：医療費総額30,000円の場合（3割負担の方）



## ご注意ください！

- 退職後に健康保険の**任意継続**をされる場合には、新しい保険証を発行します。退職前に使用していた**保険証を引き続き使用することは出来ません**。会社へ返却してください。
- 定年再雇用で、同日付の資格喪失届・資格取得届を行った場合も、新しい保険証を発行します。資格を喪失した保険証は返却してください。

## 資格喪失前（退職前）の3ヶ月間に高額な医療費がかかったときの手続き

病院で高額な医療費がかかったときの高額療養費・付加金は、請求手続きをしなくても「東京都情報サービス産業健康保険組合 **TJK**」から会社へ自動的に支払われ、その後本人に支給していますが、退職した方は **TJK** へご自身で申請が必要です。**退職前の3ヶ月間に高額な医療費がかかったときは**、**TJK** のHPより下記の申請書を取得し、手続きしてください。〔TJKホームページ <http://www.tjk.gr.jp>〕

- 【提出書類】 ●「本人 高額療養費・一部負担還元金 家族 高額療養費・家族療養費付加金 支給申請書」  
●医療機関の領収書(写し)

例)3月31日退職の方の場合

12月受診 → 受診の3ヵ月後に会社へ自動払い

3/10払い

3月31日退職

※病院の請求が遅ければ遅れることがあります。

1月・2月・3月受診 →

自動払いできませんので、TJKへ申請してください